

理事長と記者との懇談会（1月18日）理事長発言要旨

広報部広報課

1. 日 時：令和5年1月18日（水）13:15～13:40

2. 議事概要

山田昭典理事長より、以下について説明。

（1）「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」と当センターとの関わりについて

靈感商法等悪質商法対策に関し、昨年12月9日に「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下、新法）」が成立し、その大部分の規定が本年1月5日に施行された。

まずはこれらの法律の内容を知っていただくことが大事であることから、今後、消費者庁とも連携し、消費者契約法及び国民生活センター法の改正の内容、そして新法の内容に関して各地センターの相談員の皆様方にご理解いただくよう研修を実施していかなくてはと思う。また、既に法施行されているため、各地のセンターにいろいろな相談が寄せられると思われることから、必要に応じて私どもが各地消費生活センターのバックアップを実施していく。そしてもうひとつ、紛争解決委員会においても委員会に関わる規定が改正されているため、それに応じた対応がなされるものと考えている。

また、国民生活センター法の改正により私どもの業務として幾つか追加がなされた。

ひとつは適格消費者団体への援助、これが業務として明示された。それから紛争解決委員会における手続き進行を計画的に実施し、また、それに当事者が協力することが法律上明記された。更に国民生活センターが行う事業者名公表についてその要件などが明確化された。

当センターとしては、今般の改正で加えられた業務を着実に実施するとともに、事業者名公表に関する規定についてはその活用をしっかりとしていかなければならないと考えており、そのためにセンター内の関係各所については体制の強化を図ってまいりたいと考えている。

（2）若者を意識したショートムービーを活用した啓発の実施について

2022年度の若者向け情報提供の第2弾として、昨年12月23日からこの1月12日まで、若者に多い通信販売に関する消費者トラブルをテーマにしてショートムービーを作成し、映画本編が始まる前にいろいろなコマーシャルが流れるが、その「シネアド」（映画広告）として全国35の映画館で33,000人以上の方々にご視聴いただいた。

ショートムービーの内容は、2022年度の若者向け情報提供の第1弾としてTikTokで配信したものを再編集したもので、国民生活センターのホームページでご覧いただける。現在は今年度の第3弾を検討しているところで、今後も引き続き若者向けの啓発活動を行ってまいりたい。

(3) ヤフー株式会社との注意喚起情報の発信に係る合意文書の締結について

1月11日付で国民生活センターとヤフー株式会社は、消費者の商品事故の未然防止、拡大防止等を図るための効果的な情報発信を行うための協力について合意を取り交わした。

今後、合意に基づいて、国民生活センターが公表する商品の安全に関わる注意喚起情報は、Yahoo!ショッピングやヤフオク!の利用者向けのお知らせのページ、出店者、出品者向けのお知らせのページに掲載される。

これにより、当該商品を購入しようとする消費者の方、あるいは購入した消費者の方がこれらYahoo!ショッピングやヤフオク!のページからその注意喚起情報を確認いただけることを期待している。

このような方向で、国民生活センターとヤフー株式会社が協力することにより、消費者の商品事故の未然防止、拡大防止等がより一層推進されることを期待している。

以 上